

登録教習機関の代表者変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号、以下「法」という。）第77条第3項において準用する法第47条の2の規定による法第46条第4項第2号の事項の変更の届出がなされたので、法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 登録教習機関の名称及び住所

一般社団法人日本クレーン協会

東京都江東区新木場一丁目11番7号

2 技能講習業務を行っている事務所の名称及び住所

一般社団法人日本クレーン協会長野支部

長野県長野市篠ノ井布施五明463-3

3 代表者

変更前 会長 森下 信

変更後 会長 曄道 佳明

4 変更新月日

令和8年8月17日

令和8年9月4日

長野労働局長

